

令和3年度（2021年度）北海道食品衛生監視指導計画に基づく監視指導等実施結果の概要

計画の策定と実施結果の公表

食品衛生に関する監視指導等については、食品衛生法に基づき、都道府県等が毎年度、「食品衛生監視指導計画」を定めて行うこととされています。
令和3年度（2021年度）の実施結果を取りまとめましたので公表します。

計画の範囲

この計画は、食品衛生法、と畜場法、食鳥検査法、食品表示法及び関係法令に基づき道が行う監視指導、食品等の検査などについて定めたものです。
1 対象の区域：札幌市、旭川市、函館市及び小樽市が所管する区域を除く北海道内です。
2 実施期間：令和3年（2021年）4月1日から令和4年（2022年）3月31日までの1年間です。

監視指導等の実施状況

- ### 重点的な取り組み事項
- 「食品衛生法等の一部を改正する法律」の周知
平成30年6月に食品衛生法が改正されたことから、リーフレット配布（20,296枚）や講習会（280回（講師派遣を含む。））等を通じて、食品等事業者に周知を行いました。
 - HACCP導入の促進
 - 技術的支援及び人材育成
食品衛生法等の改正により、原則、全ての食品等事業者にHACCPに沿った衛生管理の実施が求められることとなったことから、食品等事業者に対し、施設の状況に応じた衛生管理や文書作成などの技術的支援を行ったほか、HACCPに関する講習会を開催（198回（講師派遣含む。））して、衛生管理の知識を有する人材を育成しました。
 - 普及啓発
道産食品の信頼性と付加価値の向上を図ることを目的に、「北海道HACCP自主衛生管理認証制度」の普及に努めました。（認証施設数：359施設）
 - 大規模食中毒等発生防止対策
 - ノロウイルス対策
手洗いの徹底などに関するリーフレットを配布（11,054枚）しました。
 - 腸管出血性大腸菌、カンピロバクター属菌対策
食肉の生食の危険性や喫食前の十分な加熱などに関するリーフレットを配布（10,759枚）しました。
また、特に食品の衛生的な取扱いが求められる夏期や流通量の増加する年末の期間において、食品の腸管出血性大腸菌の検査（457検体）を行いました。
 - 毒草及び毒キノコ対策
食中毒の原因となる毒草や毒キノコは、野山だけでなく自宅の庭など身近な場所に生えている場合もあることから、消費者に対してリーフレット等の配布（2,709枚）や、自治体広報等による注意喚起（29回）を実施しました。
 - アニサキス対策
アニサキスによる食中毒の報告が増えていることから、十分な加熱調理・冷凍処理又は目視による虫体の除去などに関するリーフレットを配布（10,356枚）しました。

立入検査及び食品等の検査

1 立入検査
道立保健所において、食品衛生法等に基づく営業許可施設などに対して、次の区分により立入検査を行いました。

区分	対象施設数※1	立入予定回数（回/年）	立入検査計画数※2	立入検査延べ件数
重要管理施設	978	2~4	1,221	1,348
重点監視施設	1,724	2	3,323	2,199
一般監視施設	61,581	1	39,065	25,377
合計	64,283		43,609	28,924

※1 令和4年（2022年）3月末現在の施設総数
※2 一般監視施設のうち、自動車営業、自動販売機、行商は許可更新対象施設を、包装食品の販売のみを行う施設、喫茶店、スナック等は2~3年に1回の立入検査として計画

2 食品等の検査
道内で生産・製造・加工、流通する食品について食品衛生法に基づく規格基準などの検査を行いました。

食品群	予定検体数	検査検体数	主な検査内容
食肉・食肉製品等	667	603	細菌、食品添加物、残留動物用医薬品
乳・乳製品	331	197	細菌、残留動物用医薬品
水産食品等	513	287	細菌、食品添加物、貝毒
農産物等	609	248	細菌、食品添加物、残留農薬
その他の食品	923	436	細菌、食品添加物
合計	3,043	1,771	
輸入食品※再掲	84	68	残留農薬、残留動物用医薬品

食肉検査

安全な食肉・食鳥肉の流通を図るため、と畜検査及び食鳥検査を行うとともに、施設が定める衛生管理の検証や監視指導を行いました。

1 と畜・食鳥検査の実施

区分	と畜検査（頭）			食鳥検査（羽）	
	牛	豚	その他	鶏	その他
検査頭数	207,992	1,216,781	3,332	42,179,115	66

2 伝達性海綿状脳症検査
と畜場に搬入された牛等のうち、臨床症状からTSEを疑った事例はありませんでした。

3 衛生管理の検証の実施及び立入検査

区分	施設等対象数※	立入検査計画数	立入実施	
			件数	件数
と畜場	19	1,444	1,692	
大規模食鳥処理場	7	412	338	
小規模食鳥処理場	17	17	7	
合計	33	1,873	2,037	

※令和4年（2022年）3月末現在

4 と畜場及び大規模食鳥処理場の微生物検査

種類	計画検体数	検査検体数
牛枝肉	480	460
豚枝肉	540	514
食鳥とたい	140	197

違反・不適事項に対する措置・指導

保健所において、立入検査や食品等の検査などにより違反・不適事項を発見し、次のとおり措置を講じました。

区分	違反等件数※1	違反等の内容			措置			
		不衛生食品等	規格基準表示	その他※2	営業停止	回収命令	その他※3	
重要管理施設	57	1	-	2	57	1	-	63
重点監視施設	107	-	3	5	104	-	-	113
一般監視施設	1,960	4	8	42	1,963	4	-	2,006
合計	2,124	5	11	49	2,124	5	-	2,182

※1 1件の違反等件数につき複数の内容・措置あり
※2 施設基準など
※3 文書、口頭による指導

リスクコミュニケーションの推進

道民への正しい食品衛生知識の普及啓発及び食中毒発生防止のため、食中毒、違反食品の発生情報についてホームページ等により情報提供しました。
また、ノロウイルスによる食中毒を予防するための手洗いの徹底に係る啓発用リーフレットなどを配布しました。